

新市まちづくり計画

目次

I 序論

- 1.合併の必要性 1
- 2.計画策定の方針 3

II 新市の概況と特性

- 1.概況 5
- 2.地域特性 9

III 新市まちづくりの基本方針

- 1.基本理念 11
- 2.新市の将来像 13
- 3.基本政策 14
- 4.土地利用及び都市構造の基本方向 17
- 5.将来の人口、世帯数などの見通し 23

IV 新市の施策 25

V 新市における三重県事業 51

VI 公共的施設の 統合整備と適正配置 57

VII 財政計画 59

VIII まちづくり推進のための方策 63

IV 新市の施策

1 環境と共生した暮らしやすい都市の実現

① 生活基盤の整備

施策の体系

生活基盤の整備

生活排水、雨水排水対策の推進

上水道、簡易水道の整備

生活道路の整備

環境衛生対策の充実

● 生活排水、雨水排水対策の推進

生活環境の向上、浸水の防除、また、伊勢湾や河川等の公共用水域の水質保全などに資するため、地域特性に応じた下水道事業、農業集落排水事業の推進、合併処理浄化槽の設置促進などとともに、排水路、排水機場の整備推進に取り組めます。

● 上水道、簡易水道の整備

上水道事業については、安定的な上水の供給を確保するために、適正な水源の確保や計画的な浄水・配水設備などの整備を進めます。また、安全で良好な水質の確保に向けて、関係機関とも連携を図りながら、河川流域の環境保全に努めるとともに、水質管理の強化や浄水技術の向上に取り組めます。

簡易水道事業については、できる限り上水道での給水の検討を図るとともに、上水道での給水が困難な地域においては、計画的に施設整備を図ります。

● 生活道路の整備

市民の日常生活を支える生活道路については、安全性の確保や利便性の向上を図るため、狭隘な道路の拡幅整備、通学路の整備などを通じ、すべての人にやさしい道路空間が創造できるよう、計画的な整備に取り組めます。

● 環境衛生対策の充実

斎場については、現有施設の改修を計画的に進めるとともに、老朽化の状況により、施設の整理・統合を検討します。



②循環型社会の形成



●環境負荷の少ないエネルギー利用

効率的なエネルギー利用や省エネルギー対策を推進するとともに、風力を利用した発電など新エネルギーの利活用を進めます。

●資源の循環的利用の推進

廃棄物の発生抑制、再利用、リサイクルの促進など、市民、事業者、行政が一体となり、再生資源の利用拡大や水資源の循環的利用の推進を図ります。

●廃棄物等の適正な処理

ごみ処理施設については、適正な管理の充実を図るとともに、新たな最終処分場の整備を行います。

し尿処理については、下水道整備に伴うし尿処理量の推移や海洋投入廃止を視野に入れた施設の改善など必要な整備を図ります。



③次世代に残す自然環境の保全

施策の体系

3 次世代に残す 自然環境の保全

環境保全対策の推進

多様な自然環境の保全

●環境保全対策の推進

生活環境、地球環境を保全するため、大気、水質、騒音等についての環境調査や工場、事業所等の排水等の指導を行うなど、積極的な環境保全対策を進めます。また、市民、ボランティア、NPO、事業者、行政などが一体となった環境保全活動への取組を進めるとともに、学校教育や生涯学習など様々な機会を通じた環境教育を充実させるなど、環境問題に対する市民意識の高揚を図ります。

●多様な自然環境の保全

森林、湖沼、河川、海岸など新市が有する恵まれた自然環境の保全を図るため、森林については、造林や間伐事業等による循環利用や、野生生物の生息、生育環境の確保、水源かん養をはじめとした長期的な視野に立った森林環境の保全を進めます。

また、湖沼、河川、海岸については、生物多様性の観点に立った水辺環境の保全に努めるほか、田園の保全、市街地周辺の里山の樹林地の確保を図るなど、地域特性に応じた環境保全を推進します。



④ 快適な生活空間の形成



● 既成市街地の整備

密集した住宅地などにおける土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、土地区画整理事業や市街地再開発事業など、地域の特性に応じた整備、誘導手法等を活用し、良好な市街地環境の形成を目指します。

● 美しい都市空間の創造

公共建築物等については、良好な景観形成を先導するよう努めつつ、民間建築物等についても、良好な景観が形成されるよう誘導を図ります。

また、歴史的資源の保存と活用を進めるなど地域の特性を生かした美しい都市空間の創造に努めます。

● 公園、緑地等の整備

公園や緑地については、都市の安全性の確保や良好な景観を備えた地域環境の形成、スポーツ・レクリエーション活動などの場として、計画的に整備を進めるとともに、自然学習や市民交流の場など、様々な方面への積極的な活用を図ります。

湖沼、河川、海岸等については、親水空間としての整備を進めるとともに、街路等の緑化や市民緑化を推進します。

● 住環境の整備

地域の特性にふさわしい良好な住環境の形成を図るため、住宅地については、地区計画制度等の活用を促しつつ、建築物の形態や用途等の土地利用規制の適用を行います。

また、市街地への居住を促進するとともに、新たな住宅地の供給については、住宅需要の動向を勘案しながら、計画的な誘導、調整に努めます。

さらに、良質な民間賃貸住宅等の建設を促進するとともに、公営住宅については、既設住宅の改善、改修を行いつつ、公営住宅供給のあり方を検討しながら、必要な場合は老朽施設の建替等を図っていきます。

既存の集落については、自然環境との調和を図りながら、生活環境の整備を進めます。



1 環境と共生した暮らしやすい都市の実現

主 な 事 業

公共下水道の整備

斎場の整備検討

水源かん養事業の推進

農業集落排水の整備

風力発電等新エネルギー利用の推進

津駅前北部土地区画整理事業、津駅前北部地区市街地再開発事業の推進

合併処理浄化槽設置事業の促進

資源の再利用、リサイクルの促進

久居駅周辺整備事業の推進

上水道・簡易水道の整備

ごみ最終処分場建設の推進

地域歴史資源の保存と活用

水道老朽管更新事業の推進

し尿処理場の整備

公園緑地整備事業の推進

生活道路新設・改良事業の推進

環境イベントの開催

良質な民間賃貸住宅の建設促進